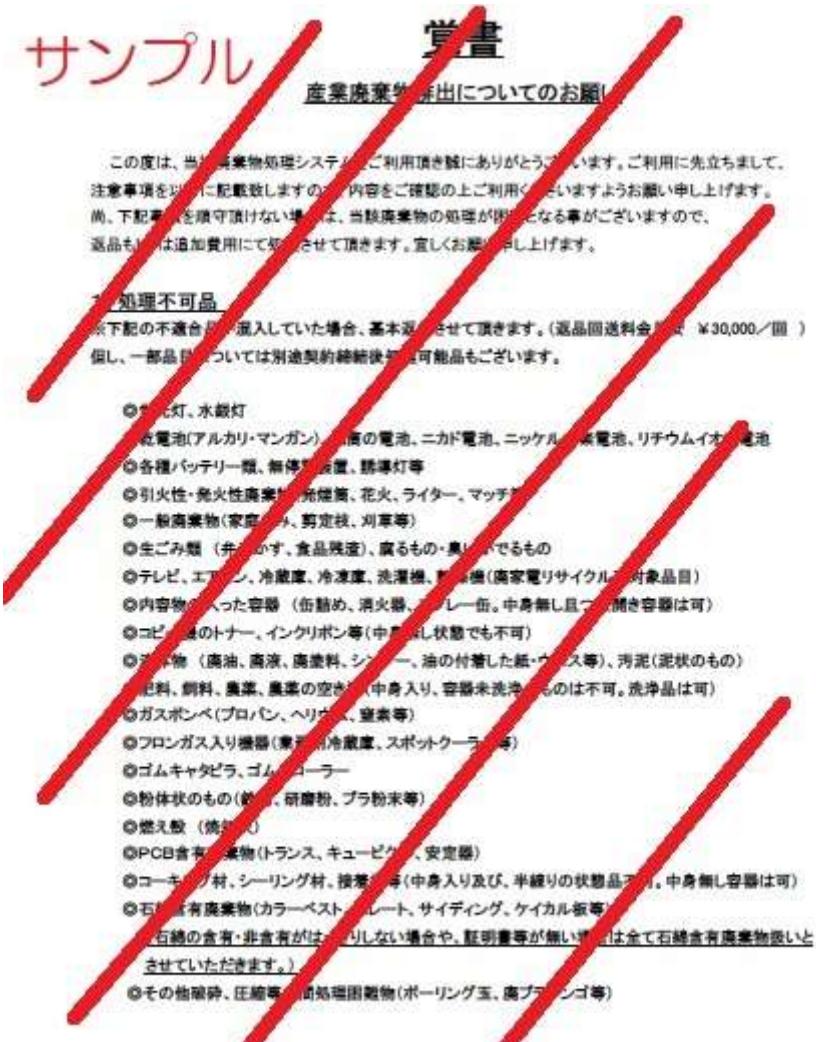


## 「家電リサイクル法対象品の処理方法について」

弊社の収集運搬処分システムを契約していただくにあたり、お客様と廃棄物委託契約書と一緒に利用に関する覚書を結ばせていただいております。

↓サンプル（実際のものは契約時にご確認よろしくお願ひします。）



※その他処理可否不明品につきましては担当営業に御問合せ下さい。

覚書には弊社 3.5 立米コンテナ等のコンテナ利用をしていただく際に混入して良いもの、悪いものが書いてあったり、容量についての表示が有ったりしているのですが、その中でもご相談の多い「家電リサイクル法対象品」の冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ等の処分について改めて補足させていただきます。

一般家庭から廃棄される該当品の処理方法は下記の①～④となります。

- ① 自分で指定引き取り場所に持込、チケット処理（指定引き取り場所にて処分）
- ② 買い替えの場合は新しい品物を購入した街の電器屋さんにお願いして引き取ってもらう方法
- ③ 処分する製品を購入した電器屋さんにお願いして引き取ってもらう方法
- ④ 各自治体の一般廃棄物収集運搬業の許可業者にチケット処理（指定引き取り場所にて処分）をお願いする必要があります。

一方、企業様から廃棄される該当品処理方法は下記の①～④となります。

- ① 自社で指定引き取り場所に持込、チケット処理（指定引き取り場所にて処分）
- ② 買い替えの場合は新しい品物を購入した街の電器屋さんにお願いして引き取ってもらう方法
- ③ 処分する製品を購入した電器屋さんにお願いして引き取ってもらう方法

がございますが、弊社に運搬も含めてご依頼していただく等①～③以外の場合は

- ④ 指定引き取り場所までの産業廃棄物収集運搬契約を締結し、チケット処理（指定引き取り場所にて処分）を行う必要がございます。

この場合、マニフェスト発行は A,B1,B2 までとなり、それ以降の発行はございません。

↓ 経産省、環境省共著の PDF がわかりやすいと思います。

[https://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/kaden\\_recycle/shiryousyu/recycle\\_office.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf)

弊社では遵法の精神に則り廃棄物の適正処理に努めています。これ以外の処理困難物、処理システム不適合品においても各営業にそれぞれご相談いただければ対応できる場合がございます。お気軽にご相談ください。